



発行：令和7年1月1日 編集発行：名寄市農業委員会



『2024年～もち米日本一フェスタ～なよろ産業まつり』より

○主な内容

- ・新年のご挨拶、農業委員会の活動について……P2
- ・名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見書…P3
- ・農地の賃貸料情報………P4
- ・農地移動実績………P5
- ・地域計画について………P6



										謹賀新年		
										代	会	長
										理	長	
										名寄・智恵文地区農地小委員会	村	沼
										委員	長	中
										副	委員	田
										委員	長	洋
										越	清	清
										孝	康	一
										則	史	憲
安	伊	藤	菊	菅	林	住	横	上	又	小		
飯	新	風連地区農地小委員会										
村	田	菅	中	小	北	高	鈴	南	鈴	竹		
規	真	野	野	桐	野	橋	木	原	木	部		
峰	記	野	壽	正	雅	尚	英	政	康	裕		
司	子	子	彦	嗣	幹	二	幸	裕	二	瞳		
治	美	一	子	徳	典	紀	二	幸	司	則		

# 新年を迎えて・・・

## 名寄市農業委員会 会長 沼田 清 憲

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の新年を迎え、謹んでお喜びを申し上げるとともに、皆様方のご繁栄とご多幸をお祈り申し上げます。また、日頃より農業委員会の活動に対しまして、特段のご理解、ご支援とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともにお礼申し上げます。

さて、昨年の本市の農業については、融雪も早く進み、天候にも恵まれ、例年より早く春作業が始り、水稻の移植や畑作物の播種作業等も平年並みに始まりました。5月20日頃より連日の強風と低温により若干の植え傷みなどがありましたが、6月に入り作物の生育は回復傾向となりました。一方、夏の猛暑の影響については、本州において記録的な暑さとなり、北海道に関しても暑くはなりましたが、昨年のような農作物への影響は少なく、平年作以上の収量を確保し、水稻や畑作物、青果物の収量や品質は、ともに良い結果となりました。

12月には、スマート農業への支援、農業経営継承に対する支援強化など、「名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見書」を名寄市に提出させて頂きました。

一方、国内に目を向けると、元日には能登半島地震が起き、大規模な被害が発生しました。前段にも記述しましたが、本州においての記録的な猛暑、9月には再び能登半島での豪雨災害と、異常気象が頻繁に起こり、この地域においても、いつ被害に遭っても不思議ではない状況にあります。また8月には、令和の米騒動が起こり、名寄市内の店頭からお米が無くなりました。まさかの事態に自分も含め、改めてお米の大切さに気付いたのではないのでしょうか。お米の価格も徐々に上がり、新米になっても下がる気配はなく、現在も高値が続いている状況です。生産者としては、手取り価格の上昇は有難いことですが、消費者の米離れが気になるところです。

名寄市の農業・農村を取り巻く環境は、農産物の価格が上昇傾向にある中で、畜産、乳価の低迷がいまだに続き、ロシアとウクライナの紛争など、終結が見えない状況で、長引く飼料価格、燃油、肥料、資材の高騰により農家の体力が脅かされる状況にあります。今後も持続可能な農業を確立するために、農業委員会としても、名寄市はもとより国・道に要望していきたいと考えています。食糧基地として、名寄市の農業者の努力が報われるよう各機関とも連携して活動してまいります。令和7年を迎え、皆様方の健康と豊穰の秋を迎えられますことを祈念して、年頭のご挨拶とします。

### 農業委員会の活動について

名寄市農業委員会では、毎月末に総会を行っています。また適宜、名寄・智恵文地区農地小委員会・風連地区農地小委員会を開催しています。

上記のほかにも各農業委員が年間を通して活動しています。

- 名寄市農業委員会総会（月1回開催） 12回開催
  - 農地パトロール 8月1日から27日で実施
  - あっせん委員会 主に11月から12月で実施
- 農地の権利のことでお悩みがありましたら地域の農業委員にご相談ください。



# 令和7年度 名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見書

## I 名寄市への意見

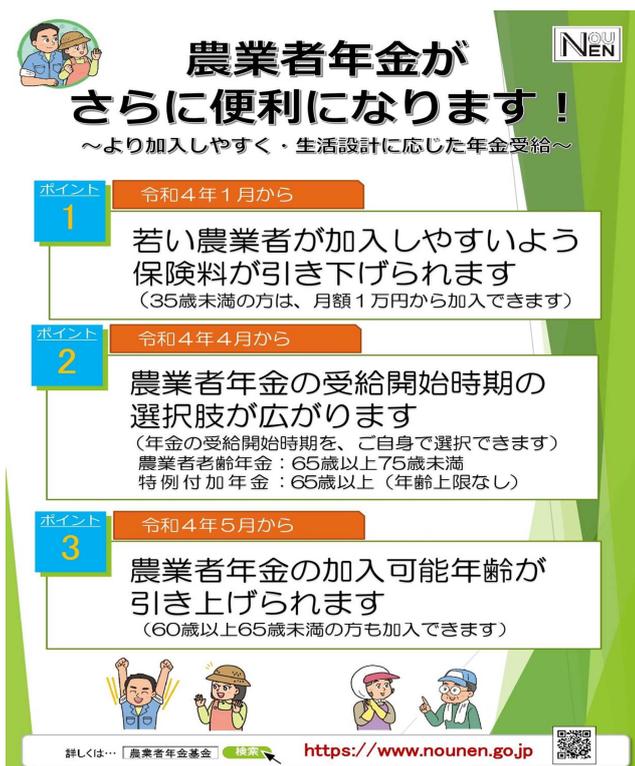
- 1 農業者の高齢化が進む中、労働力の安定した確保対策、ICTなどを活用したスマート農業への支援強化が必要である。
- 2 担い手不足対策として、農業経営継承に対する支援の強化、新規就農に対する移住・定住施策及び集落支援員等による支援の強化が必要である。
- 3 担い手への農地利用の集積・集約化の進行に伴い、経営面積が拡大し機械・設備等の経費が増加している。担い手への集積は今後も進むことから、新規の機械導入及び更新機械等の導入への支援強化が必要である。
- 4 近年、激甚化する自然災害の発生による農地への被害を抑止するため、普通河川の改修等を早期に取り組む必要がある。
- 5 エゾシカ、アライグマ、ヒグマ等による農作物への被害は深刻化している。農産物を安定して生産するため、有害鳥獣駆除対策の強化が必要である。

## II 国及び道に対する要望・要請

本市農業の維持・発展に向け、国及び道に対し、次の事項について要望・要請が必要である。

- 食料安全保障の確立について
- 肥料・燃油・飼料価格高騰対策への更なる支援について
- 酪農経営を継続するための安定的な支援について
- 国、道が管理する河川の整備について
- 農産物の輸送手段の確保について
- 農産物の適正価格の構築について
- 基盤整備事業予算の確保について
- 農業委員会予算の確保について

全容につきましては、名寄市ホームページにも掲載しています。



**農業者年金がさらに便利になります！**  
～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

**ポイント 1** 令和4年1月から  
若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます  
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

**ポイント 2** 令和4年4月から  
農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります  
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)  
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満  
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

**ポイント 3** 令和4年5月から  
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます  
(60歳以上65歳未満の方も加入できます)

詳しくは…「農業者年金基金」検索 <https://www.nounen.go.jp>

## 家族で話し合い、 家族経営協定をむすびませんか

家族経営協定とは、家族で取り組む農業について、経営方針や家族ひとり一人の役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族みんなで話し合いながら取りきめる家族のルール(文書で取り決めること)です。

- メリットはこんな時に
  - ・認定農業者制度を生かす時。
  - ・農業者年金の有利な加入を図る時。
  - ・青年就農給付金を夫婦2人で活用する時。
  - ・制度資金を借りる時。
  - ・優良農地のあっせんを受ける時。

始めはできることから、家族で十分話し合いをして家族経営協定を結んでみませんか。

# 農地の参考賃借料

平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、農業委員会による実勢賃借料の情報提供が義務化されました。農業委員会が自主的に「参考賃借料」を示すよう農林水産省より指示がありましたので、お知らせします。

令和5年4月～令和6年3月までに締結(公告)された賃借料の金額は以下のとおりです。

## 名寄地区

※10a 単価：円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
10,000	1,000	5,000	5	3

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	1,000	1,533	20	9

## 智恵文地区

※10a 単価：円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	3,000	4,000	5	2

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	830	2,511	63	19

## 風連地区

※10a 単価：円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
11,000	1,000	8,400	24	5

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	200	1,286	18	7

※特殊な事情等により、平均的な価格と比較して、著しく高額又は低額な賃借料は、データ集計から除いております。



# 農地移動の実績

単位：a（アール）

農地法3条			
所有権移転	有償	田	6,789
		畑	3,660
		計	10,449
		(件)	34
	無償	田	0
		畑	330
		計	330
		(件)	5
賃貸借	田	2,272	
	畑	705	
	計	2,977	
	(件)	3	
使用貸借	田	9,088	
	畑	2,138	
	計	11,226	
	(件)	8	
計	田	18,149	
	畑	6,503	
	計	24,652	
	(件)	50	

農地法4条	田	25
	畑	48
	計	73
	(件)	5
農地法5条	田	246
	畑	232
	計	478
	(件)	6

農地あっせん		
名寄地区	田	2,187
	畑	3,992
	計	6,179
	(件)	14
風連地区	田	10,424
	畑	479
	計	10,903
	(件)	31
計	田	12,611
	畑	4,471
	計	17,082
	(件)	45

農用地利用集積計画			
所有権移転	有償	田	20,583
		畑	10,788
		計	31,371
		(件)	62
	無償	田	0
		畑	0
		計	0
		(件)	0
賃貸借	田	10,431	
	畑	18,234	
	計	28,665	
	(件)	58	
使用貸借	田	3,101	
	畑	7,279	
	計	10,380	
	(件)	17	
計	田	34,115	
	畑	36,301	
	計	70,416	
	(件)	137	

嘱託登記	50 件
営農証明等	59 件
現況証明	37 件



## 交流会のお知らせ

名寄市農業委員 ルピナスの会  
代表 菅野 真記子

上下水道の見学してみませんか！

名寄浄水場と名寄市下水道終末処理場を見学し、「暮らしを守る上・下水道」について理解を深め交流しませんか。

日時 令和7年1月30日（木）9：30～13：30（昼食を用意しております。）

場所 名寄市民文化センター 1階 会議室 A（名寄市西13条南4丁目）

- 内容
- ・出前トーク「暮らしを守る上・下水道」
  - ・名寄浄水場と下水道終末処理場を見学（貸し切りバスにて移動します）
  - ・交流会

申込締切 令和7年1月20日（月）まで 参加費 無料

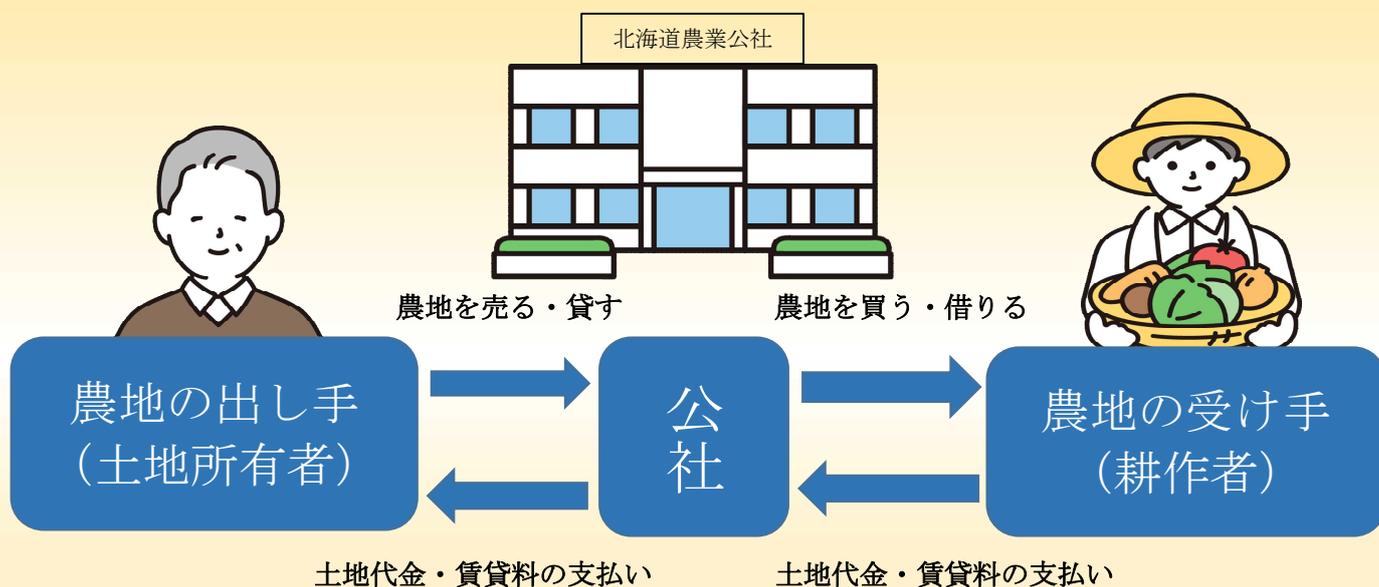
申込は 01655-3-3308（担当：住田 FAX）

または、申込フォーム <https://forms.gle/qV5ikKFWk7Rvc2f7A> まで



# 令和7年4月以降の農地の売買及び賃貸借について

令和7年4月以降に行われる農地の売買及び賃貸借は、（原則として全て）新制度となる「農用地利用集積等促進計画」により公益財団法人北海道農業公社（＝公社）を通じて行うよう変更になります。



※公社は事業運営経費に充てるため、農地の出し手と受け手に対して手数料を徴収します。（賃貸借の場合は当分の間免除予定）

- ・ただし、農地の売買及び賃貸借にかかる利用調整については、これまでどおり地域の農業委員が行います。
- ・売買及び賃貸借手続きに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

## 農用地利用集積等促進計画に係る手数料について

### 【賃貸借】

賃貸借については、事業実施に要する経費が国及び道の補助金により賄われることから、手数料は当面徴収しないこととします。なお、将来、補助金が減額されるなど状況に変化が生じた場合には、再び徴収することを検討します。

### 【売買】

売買については、道の損失補填を受けて買入資金を調達し、また、事業実施に要する経費については、国の補助により一部賄われていますが、人件費や事務所管理費などの業務費や共通管理費が補助対象外となっています。こうした状況から、公社においては、補助残や補助対象外経費に充当するための財源を、農用地等の出し手、受け手から手数料として徴収することとしています。

### 【売買手数料の徴収方針】

区分	貸付タイプ ※公社が農用地等を買入後、受け手に一定期間貸し付けて売り渡す。	即売りタイプ ※貸し付けを行わず、公社が購入後、受け手に農地を売り渡す。
出し手	買入価格の2%の手数料	買入価格の2%の手数料
受け手	売買手数料は徴収しない ただし、買入価格の1%を貸付手数料として毎年1回徴収	売渡価格の1%の手数料